

現地機関見直しの再編実施案の概要

再編実施案の主な内容と実施案による現地機関の数

現地機関	現行所数	再編案の主な内容	再編実施後所数
地方事務所 福祉課 (福祉事務所)	10地事福祉課 10保健所	保健福祉事務所の設置 (地方事務所福祉課と保健所を統合)	10保健福祉事務所
保健所	10所+6支所	支所は本所に統合 ※阿南支所存置	10所+1支所
農業改良 普及センター	10所+8支所	支所は本所に統合 ※小海・阿南支所存置	10所+2支所
建設事務所	16建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・南佐久・佐久所を統合〔佐久建設事務所〕 ※ 庁舎は現南佐久所庁舎 ※ 佐久合庁に佐久北部事務所設置(維持管理業務対応) ・中野・飯山所を統合〔北信建設事務所〕 ※ 庁舎は北信合庁 ※ 中野庁舎に中野事務所、飯山庁舎に飯山事務所設置(維持管理業務対応) ・安曇野・千曲・須坂所は特定業務(建設業許可、用地、計画調査)を松本・長野所に集約し、職員の兼務対応 	14建設事務所+3事務所
労政事務所	4所+1分室+1駐在	分室、駐在は本所に統合	4所
家畜保健 衛生所	5所+1支所	現状維持	5所+1支所
教育事務所	6教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久・上田所を統合〔東信教育事務所〕 ※ 庁舎は現佐久保健所小諸支所 ・伊那・飯田所を統合〔南信教育事務所〕 ※ 庁舎は伊那合庁 ※ 飯田合庁に飯田事務所設置(学校管理等対応) 	4教育事務所+1事務所
農業大学校	農学部-松代・小諸 研修部-小諸	農学部は松代に集約	農学部-松代 (H22.4.1実施予定) 研修部-小諸
農業関係 試験場	7試験場+1支場	<ul style="list-style-type: none"> ・農業総合試験場と農事試験場を統合〔農業試験場〕 ・野菜花き試験場を中信農業試験場に移転統合し、松代は北信支場 	5試験場+2支場
砂防事務所	3所	3所体制は維持し、用地業務は近隣建設事務所へ集約	3所
計	62所18支所等		56所10支所等

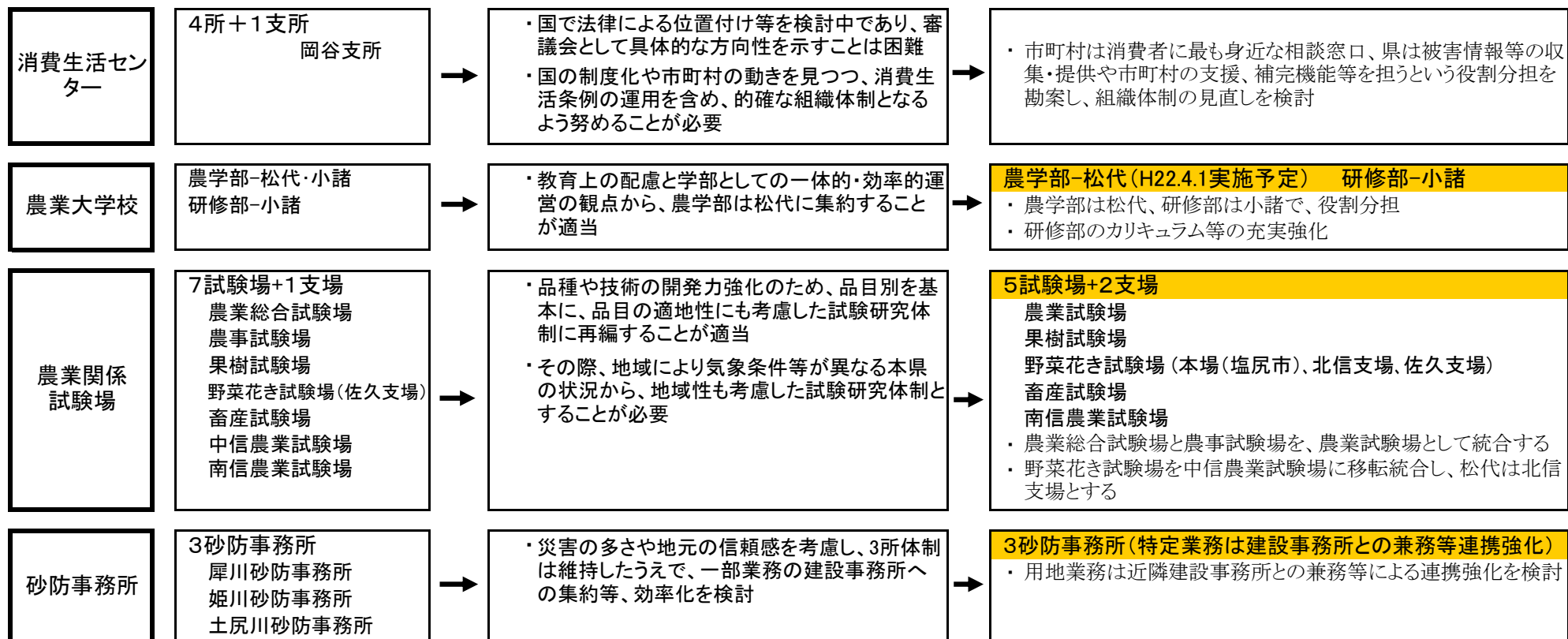
(注)「現行所数」、「再編実施後所数」における地方事務所福祉課欄の数値は、保健所と重複するので含まない。

現地機関見直しについて (現地機関見直しについての答申及び再編実施案)

1 現地機関見直し答申及び再編実施案

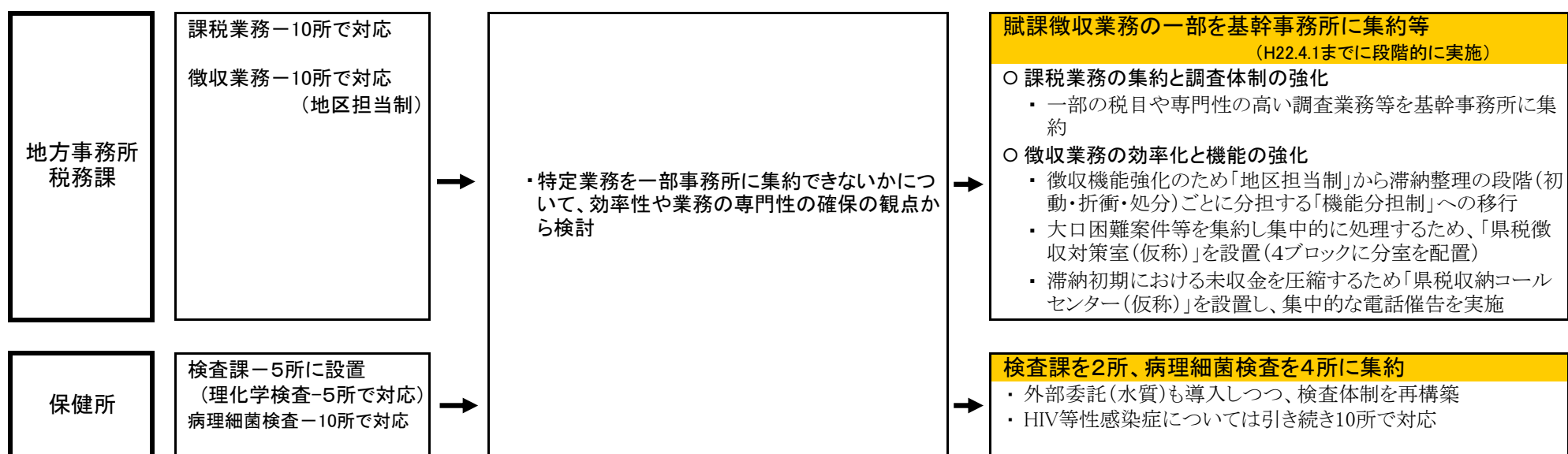
最終
H20.11.21

現地機関	現行	行政機構審議会答申(要旨)	再編実施案(H21.4.1)
地方事務所		<ul style="list-style-type: none"> 新たに10所の地方事務所としての「地方事務所設置条例」を制定 市を含む広域圏全体を管轄区域とし、地域の現地機関全体の総合調整機能を条例上規定 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに10所の地方事務所としての「地方事務所設置条例」を制定 市を含む広域圏全体を管轄区域とし、地域の現地機関全体の総合調整機能を条例上規定
地方事務所福祉課 (福祉事務所)	10地方事務所福祉課 10保健所	<ul style="list-style-type: none"> 所の統合でなく、生活保護等の業務量の少ない一部所については、担当職員の配置の集約化により体制確保を検討 保健分野と福祉分野が、今後より密接な連携を図っていくようにするため、保健所に統合することが適当 	<p>10保健福祉事務所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉課を保健所に統合して設置する保健福祉事務所の一課とする 保健福祉事務所長は保健所長又は福祉事務所長が兼務 業務量を勘案し、一部所について管轄区域の見直しによる業務執行体制の効率化(生活保護)
保健所	10所+6支所 小諸支所 阿南支所 安曇野支所 千曲支所 須坂支所 中野支所	<ul style="list-style-type: none"> 保健師業務の機能強化のため、また、市町村保健師充実により、支所は本所に統合することが適当 時間距離など地域の特殊事情を考慮することが必要 	<p>10所+1支所</p> <p>阿南支所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として支所は本所に統合 阿南支所は時間距離を考慮し存置
農業改良普及センター	10所+8支所 小海支所 駒ヶ根支所 阿南支所 南木曾支所 安曇野支所 千曲支所 須坂支所 飯山支所	<ul style="list-style-type: none"> 少人数分散配置の職員の体制を集約し、効率的組織にするとともに、地方事務所農政課等との十分な連携を図るため、支所は本所に統合することが適当 農業の拠点地域や、時間距離などの地域の特殊事情を考慮することが必要 	<p>10所+2支所</p> <p>小海支所 阿南支所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として支所は本所に統合 小海、阿南支所は農業拠点、時間距離を考慮し存置
建設事務所	16建設事務所 南佐久 松本 佐久 安曇野 上田 大町 諏訪 千曲 伊那 須坂 飯田 中野 下伊那南部 長野 木曾 飯山	<ul style="list-style-type: none"> 将来的には、圏域のまとまり等の観点から、基本的には10広域ごとに1所とし、他は維持管理等を行う支所等とすることが適当 事務所の存在自体が災害対応などの観点から地域に安心感を与えていることを考慮すると、一気の再編は難しく、多少時間をかけることも必要 一方、業務量の大幅な減少や、1所当たり職員数が少人数体制となっていることから、危機管理体制を考慮しつつ、専門性確保の観点から、地域性に配慮したうえで、特定業務は10所に集約を検討 	<p>14建設事務所+3事務所(特定業務は10所に集約)</p> <p>10建設事務所(現行どおり又は集約する特定業務に対応) 佐久、上田、諏訪、伊那、飯田 木曾、松本、大町、長野、北信</p> <p>3建設事務所(特定業務について兼務職員等による対応) 〈主な実施業務—設計等整備、維持管理、人事、工事事務〉 安曇野、千曲、須坂 下伊那南部建設事務所(飯田建設事務所に付置) 整備業務を中心に現行どおり</p> <p>3事務所(維持管理業務担当付置所)佐久北部、中野、飯山</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理や維持管理業務への対応のため、現在の事務所は全て存置 南佐久建設事務所と佐久建設事務所の統合所(佐久建設事務所)を南佐久庁舎へ設置し、現在の佐久建設事務所を佐久市及び北佐久地域の維持管理業務を担当する佐久北部事務所とする 中野建設事務所と飯山建設事務所の統合所(北信建設事務所)を北信合庁へ設置し、現在の中野、飯山建設事務所をそれぞれ北信建設事務所の維持管理業務を担当する中野事務所、飯山事務所とする 安曇野・千曲・須坂建設事務所について、職員兼務等による特定業務(建設業許可、用地、計画調査)の集約と、計画調査業務の窓口担当職員の配置を検討
労政事務所	4所+1分室+1駐在 諏訪分室 飯田駐在	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識経験を要する業務に対応できるようにすることなどから、1ブロック1所体制とし、分室及び駐在は本所への統合が適当 	<p>4所</p> <ul style="list-style-type: none"> 分室、駐在は本所に統合
家畜保健衛生所	5所+1支所 佐久 松本 伊那 長野 飯田 上田支所	<ul style="list-style-type: none"> 鳥インフルエンザ対策等危機管理への迅速な対応の必要性から、現行の5所1支所体制を維持することが適当 	<p>5所+1支所</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状維持
教育事務所	6所 佐久 上田 伊那 飯田 松本 長野	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数、学校数が減少している状況や、教科指導担当の指導主事が相互補完している現状などを踏まえ、1ブロック1所体制を基本とすることが適当 へき地校の多さなど地域性を考慮して、学校管理の支援業務などについて、職員配置など人的・組織的対応等、サービス低下にならない措置を検討 	<p>4教育事務所+飯田事務所</p> <p>東信教育事務所(佐久と上田を統合) 事務所は現佐久保健所小諸支所</p> <p>南信教育事務所(伊那と飯田を統合) 事務所は伊那合庁飯田事務所(南信教育事務所に付置)</p> <p>中信教育事務所(現松本教育事務所)</p> <p>北信教育事務所(現長野教育事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ブロック1所体制 飯田事務所(南信教育事務所に付置)を設置し、学校管理、生涯学習を担当する指導主事を配置



2 審議会における個別議論対象外の機関等の見直し等

(1) 業務の集約



(2) 業務の連携

